

平成30年第13回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年12月10日、14時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第13回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1 番 藤原 浩俊	2 番 樋口 好澄	3 番 田中 政則
4 番 森山 勝馬	5 番 手嶋 和彦	6 番 田中 睦美
7 番 原野 道明	8 番 森部 賢一	9 番 武井 正道
10 番 手島 博行	11 番 手島 信行	12 番 畑 和徳
13 番 田中 武俊	14 番 櫻木 朝喜	15 番 穴見 義夫
16 番 林 新吾	17 番 樋口 博幸	18 番 伊藤 猛
19 番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20 番 大山 源次	21 番 浦塚 洋明	22 番 坂田 稔
23 番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員)

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・議案第9号 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干 城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚
農業振興課 農地管理係長 金 子 明

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、平成30年第13回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員19名、推進委員4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に9番田中委員、10番手島委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。6頁まで計31件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から31番について、これを受理いたします。次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件です。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 申請地は、周囲より土地が低く耕作に不便なため隣接地並みに地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、野菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 なし。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。次に報告番号2番について担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 申請地は、周囲より土地が低く排水を良くするために地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、野菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 なし。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の
説明を求めます。

事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務
局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(大山) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろ
しくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の3番田中
委員、26番空閑委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいた
します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の11番手島委員、3
3番草場委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいた
します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、1
7番樋口委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいた
します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の18番伊藤委員、2
4番塚本委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。な

お、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。17頁まで11件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人の規模拡大、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、譲受人は新規就農で農地法第3条第2項には該当いたしません。野菜を作るそうです。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号3番について説明いたします。営農型太陽光発電設備の設置のための借受人による地上権設定です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「ありません。」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号4番について説明いたします。契約内容は売買。譲受人による規模拡大のため、譲渡し人については、2名いらっしゃいますが、規模縮小及び離農によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議長 ないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人は経営規模拡大によるものです。譲渡し人は経営規模縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地

議 長 法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。
 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、16頁、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 （樋口委員）審議番号6番について説明いたします。契約内容は売買、譲受人は経営規模拡大となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 次に、推進委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 （藤原委員）審議番号7番について説明いたします。契約内容は売買。譲渡人は遠方で耕作が不便なため。譲受人は新規就農で市内の団地より申請地近くの住宅を購入して営農を始める者で、実家は農家をされていて経験もあるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議 長 ないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番を許可といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 （田中委員）審議番号8番について説明いたします。契約は売買。
 譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は規模拡大、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 （樋口委員）審議番号9番について説明します。審議番号9番について説明いたします。契約は贈与、譲受人は相手方の要望、農地法第3条第2項には該当いたしません。譲渡人は高齢のため耕作困難によるものです。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

議 長 ないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１６番林委員。

１６番 （林委員）譲渡人の規模縮小によるもので譲受人との間で売買にて話がついていたの申請になっております。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号１０番を許可といたします。次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。１８番伊藤委員。

１８番 （伊藤委員）審議番号１１番について説明します。契約は賃貸借。譲渡人は特例事業にて購入する農地を自分で経営する農業法人に貸し付けるものです。何ら問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席願います。

（暫時休憩「現地ビデオ」）

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

ここで、休憩いたします。１５時２５分より再開いたします。

（休憩：１４時５０分から１５時２５分）

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

議案第４号「農農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案書により説明。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１５番穴見委員。

１５番 （穴見委員）審議番号１番について説明します。転用の目的、賃貸住宅、賃貸住宅経営による家賃収入を得るため、建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。雨水は既設の水路へ流します。都市計画用途地域内、第３種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 異議がないようですので、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、農地改良、一時転用オリーブを作付けするため、排水がよくなるように地上げを行うものです。面積は10,860㎡、地上げ高1m、期間は許可後から平成31年3月31日までです。作付け予定作物はオリーブ、用途区分は、農用地区域内、農地の区分は農用地です。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 面積が1ha、1m地上げしてオリーブの作付けですが、農地の中にあるようですが、隣接者の承諾は十分取れているのか？事務局でもいいです。

議長 13番田中委員。

13番 (田中委員) 本人は承諾してもらったと言っていますが、私は隣接者にまでは確認していない。

議長 事務局。

事務局 (松尾) 地元の水利委員の承諾は得てある。隣接者の承諾も得ていると報告を受けている。朝倉町土地改良区からも特に問題はないとの回答を得ている。

議長 17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 低いところを地上げするなら分かるが、平らなところを1m地上げするというのに違和感を感じるが。桂川が氾濫した後、復旧工事をした所ではないのか。事務局はどう考えているのか。

(「事務局ではない、担当委員ではないのか」という者あり。)

議長 事務局。

事務局 (松尾) 被災して水はかかっていますが、それによって土地改良をやり直したとか災害復旧工事をしたという農地ではない。事務局は書類審査なので、書類上で農地法に照らして違反がなければ受付をする。周辺の農地と違和感がないかというのは、事務局での判断はできない、難しい。最終的な判断・審議を委員の皆さんにいただいている。

8番 (森部委員) 隣接者との畦畔のところが1m上がるということについて、隣接者は同意されているのか。

議長 13番田中委員。

13番 (田中委員) 所有者は鬼塚さんですが、農林再生機構協議会の村上さんに聞いてくれということで聞いたところ、本人が作るのではないという意識を私は持っている。被災して仕事がない農家に手助けしてもらってオリーブを作ると言っている。

議長 鬼塚さんが地上げしてオリーブを植えるのではないのですか。

13番 (田中委員) 私の感想としては本人ではない。

議長 17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 農林再生機構というのは公的なものですか。

議長 事務局。

事務局 (松尾) 一般の民間企業です。オリーブの植え付けに関しては、業者に頼むということで見積書も出ています。

議長 鬼塚さんが頼んで植え付けされるということですか。

事務局 鬼塚さんが業者に頼んで植え付けされると伺っています。

議長 12番畑委員。

12番 (畑委員) 昨年の豪雨災害のようなことがあれば、1mも地上げすれば法面が崩れて周りの農地に被害を及ぼす。対策はできているのか確認の必要がある。相当の土留めをしないと。あそこは土地が低いから桂川があふれれば浸水する。許可をすると大変な問題になるのではないか。

議長 13番田中委員。

13番 (田中委員) 法面については土羽をつくとの話で、それだけです。

議長 6番田中委員。

6番 (田中委員) 根本は隣接同意が得られているかどうかではないでしょうか。

議長 それは得られているんでしょ？13番田中委員。

13番 (田中委員) 私は確認していません。

議長 議事の進行上、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

会長 休憩前に引続き、再開します。

決を採って良いですか。審議番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手なし)

会長 分かりました。不許可相当(被害防除計画に問題あり。)ということで処理いたします。

次に、19頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (水落) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。21頁まで9件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、一時転用、進入路拡幅及び作業ヤードで、水資源機構から請け負った「田中河原井堰改築工事」のため、一時的に利用するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地に該当します。農用地区域外、第1種農地、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、自己用住宅。現在実家住まいで、子ども3人が大きくなり手狭になったため、近くに自己用住宅を建築するものです。家庭排水は公共下水へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に審議番号3番から4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、敷地拡張、露天駐車場です。現在の駐車場が事業所から離れており不便なため、近くに社用駐車場を整備するものです。農地法の運用、10ha以上の一団の農地敷地拡張に該当します。用途区分、農用地区域外、第1種農地。審議の程よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。自己用住宅の建設です。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するもので、生活排水については、合併浄化槽へ排水についてはU字側溝を受けて流します。用途区分、農用地区域外、第2種農地。その他の農地に該当します。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号5番について説明します。契約は売買です。転用の目的、自己用住宅の建設です。将来、妻の母の面倒をみるため、義母の農地を譲り受けて自己用住宅を建築するもの10ha以上の一団の農地、集落接続に該当します。用途区分、農用地区域外、第1種農地。審議の程よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、一時転用((営農型太陽光発電設備の支柱設置)、農地の有効利用及び太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るためです。農地法の運用について、10ha以上の一団の農地、一時転用に該当します。ご審議方

よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 （櫻木委員）審議番号7番について説明します。転用の目的、農家住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水については、下水道にて処理します。農用地区域外、第1種農地、一体開発の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
17番樋口委員。

17番 （樋口委員）事務局にお尋ねです。始末書付とのことですがこの場合工事は止まるのですかそれとも続けられるのですか。

事務局 （松尾）工事は続けられています。今回の申請地については、小屋が立っていた場所で、非農地判定にも該当するのではと思っていましたが、現地調査の結果、小屋も取り壊されており確認できませんでしたので今回の申請となっております。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番 （森部委員）審議番号8番について説明します。転用の目的及び理由について、露天駐車場、隣接する作業場の駐車場がなく、支障をきたしているため。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 他に、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 （林委員）審議番号9番について説明します。契約内容は売買、転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽、雨水は既設側溝にて処理します。支所から300m以内の第3種農地、農用地区域外です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 他に、審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号 9 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は承認といたします。
次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号 1 番についても続けてお願いします。

事務局 （寺岡） 22 頁をお願いします。審議番号 1 番から 4 番は、推進機構からの買い入れです。審議番号 5 番から 6 番については、推進機構への売渡です。以上、1 番から 6 番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第 6 号、審議番号 1 番から審議番号 6 番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 ないようですので、議案第 6 号、審議番号 1 番から審議番号 6 番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 6 号は承認とし市長へ通知いたします。
次に、議案第 7 号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 （水落） 議案朗読をもって説明。25 頁まで 4 件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
（ 議長交代：会長 → 伊藤副会長 ）

議 長 （伊藤副会長）議長を交代しました。
審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。19 番後藤委員。

19 番 （後藤委員） 審議番号 1 番について説明いたします。申請土地については、平成 8 年の航空写真では宅地となっていました。20 年以上非農地であり、先ほどビデオにて見ていただきましたとおりです。農地の概要としまして、都市計画用途地域内、第 3 種農地です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 他に、審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
（ 議長交代：伊藤副会長 → 会長 ）

議 長 （後藤会長）議長を交代しました。

議 長 次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。11 番手島委員。

- 11番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。1坪か2坪です。現状は、先ほどビデオにて見ていただいたとおりです。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 (手島委員) 農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。現状は、先ほどビデオにて見ていただいたとおりです。石垣のところで道路沿いでございます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 推進委員の補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 他に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 ないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
- 10番 (手島委員) 農地の概要としまして、農用地区域外、第2種農地です。現状は、先ほどビデオにて見ていただいたとおりです。昭和50年ごろから農地外での利用をされていました。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 推進委員の補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 他に、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 ないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に26頁、議案第8号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (金子係長) 農用地利用計画変更について除外5件、用途区分の変更2件、編入1件について審議番号順に説明。
- 議長 事務局及び担当課からの説明は終わりました。議案第8号について、除外番号1番から5番、用途区分の変更2件、編入1件を一括とし質問や意見はありませんか。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 重要な変更編入については、何を作られるのですか。場所は。
- 農業振興課 (金子係長) ブドウの果樹棚の計画です。志波地区です。
- 議長 他にありませんか。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) いつ頃、申請者へ許可がでるのか。
- 農業振興課 (金子係長) 県との協議や縦覧により5月頃にできる予定です。
- 18番 (伊藤委員) 被災者のかたも申請されているので、出来るだけ早くお願いします。
- 議長 他に質問や意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第 8 号、除外番号 1 番から 5 番及び用途区分の変更 1 番から 2 番、編入番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 8 号は承認とし市長へ通知いたします。

次に、議案第 9 号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (中村係長) 30 頁議案第 9 号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」をお願いします。農地法第 32 条の規定により実施した「利用意向調査」において、同法第 36 条第 1 項の規定より「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」を行うこととなっていますが、平成 28 年度税制改正により、農地の保有に係る課税強化・軽減の措置が講じられたことを踏まえ、農地法施行規則の一部を改正する省令が平成 28 年 5 月 25 日付けで施行されました。それを受けまして、平成 29 年度実施した利用意向調査において、農業上の利用が図られていない場合、農業委員会による協議の勧告を行い、勧告を受けた農地については、平成 31 年の固定資産の課税強化が行われることになります。

一方で、平成 21 年に制定された「農地法の運用について」が改正され、遊休農地に係る措置に、農業委員会から農地中間管理機構に対する「情報の提供」が設けられました。農地中間管理機構へ、この情報提供を行ったうえで、農地中間管理機構が借受不可の回答をした場合は、協議の勧告の対象外となり、課税強化には至りません。

今回、本市において情報提供した農地については、借受不可の回答を得ましたので、協議の勧告はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局からの説明は終わりました。議案第 9 号について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第 9 号について、承認の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第 9 号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:47)